



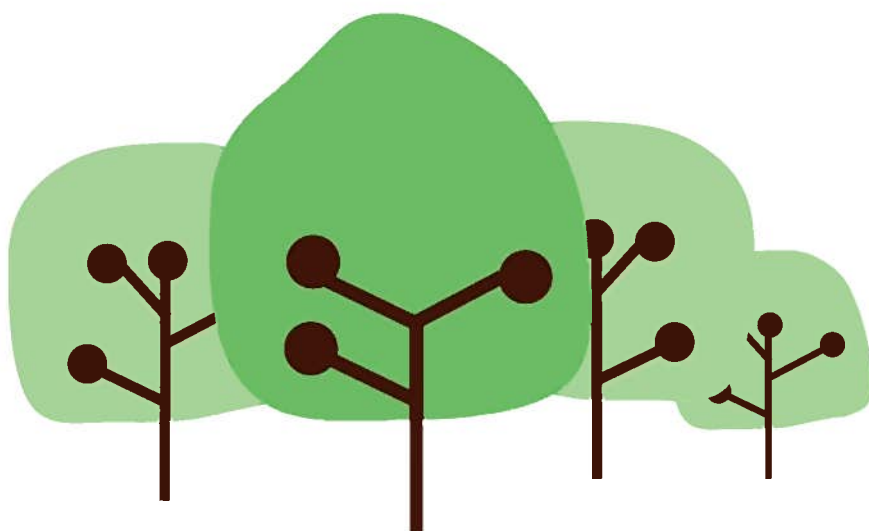
1 計画見直しの経過

年度	月	取り組み内容	みどりの基本計画改定意見交換会	パブリックコメント
令和元年度	1	↑ 関係部署調整・法令改正内容整理・各種数値確認		
	2			
	3		東松山市みどりの基本計画改定意見交換会開催要綱施行、意見交換会委員の選任	
令和2年度	4	↓ 計画素案作成		
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11		第1回 11月11日 委員より提出された意見による計画素案の修正	
	12			計画案公表・意見募集 12月1日～12月21日
	1		↓ 計画素案修正	
2				
3		第2回 書面開催 パブリックコメント等を受け修正した計画素案の修正		

2 みどりの基本計画改定意見交換会委員

(敬称略)

分類	氏名	備考
1号委員	中井 正則	東京電機大学 理工学部教授
2号委員	岡本 喜雄	前東松山市都市計画審議会 委員
3号委員	金子 恒雄	東松山市環境審議会 委員
4号委員	木村 翔一	東松山農業者会NEXT 会員
5号委員	稲田 滋夫	市民の森保全クラブ 事務局
5号委員	橋本 一義	公益財団法人東松山文化まちづくり公社 副局長
5号委員	田中 美智子	子ども・子育て会議 副会長



3 東松山市みどりの基本計画改定意見交換会開催要綱

(趣旨)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき市が策定した東松山市みどりの基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)の改定に当たり、有識者及び市民から意見又は助言を求めため、東松山市みどりの基本計画改定意見交換会(以下「意見交換会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 意見交換会においては、みどりの基本計画の改定に関する事項について意見又は助言を求めものとする。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、意見交換会への参加を求めものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 都市計画に関し知識及び経験を有する者
- (3) 環境保全に関し知識及び経験を有する者
- (4) 農業に関し知識及び経験を有する者
- (5) 公園に関し知識及び経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(運営)

第4条 意見交換会の座長は、みどりの基本計画を主管する課の長をもって充てる。

2 市長は、必要があると認めるときは、意見交換会に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めすることができる。

(庶務)

第5条 意見交換会の庶務は、みどりの基本計画を主管する課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

ア

アダプトプログラム

アダプト（ADOPT）とは、養子にすることです。道路や河川など一定区画が、住民や企業によって愛情と責任を持って清掃美化されることから「アダプト（養子にする）」に例えられることによりこのように呼ばれます。

一級河川

河川法第4条第1項により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものを言います。

ウォーキングトレイル

直訳すると“歩くための小道”です。「歩いて楽しい道づくり」を目指し、国土交通省が平成8年から始めた事業が知られています。

運動公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市基幹公園（運動公園、総合公園の二つがあります）に分類されます。都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じて1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。

オープンスペース

都市又は敷地内で、建築物の建っていない場所、空地を意味します。

カ

街区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、住区基幹公園に分類されます。専ら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。

河川区域

一級河川並びに二級河川の堤防右岸の法尻から左岸の法尻までを言います。

環境基本計画

（東松山市）環境基本計画は、東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を言います。

間伐材

間伐とは、将来立派な丸太（原木）を育成する為に、過密になる木々の一部を計画的に伐る作業を言い、その際、伐採された木材の事を「間伐材」と言います。

稀少種（希少種）

日本の1991年版レッドリストで使用されていたカテゴリー項目の一つです。現在は準絶滅危惧種として分類されます。存在基盤が脆弱な種であり、絶滅の危険性は危急種よりも低く位置付けられます。一般的には、数が少なく、簡単に見ることができないような種を指します。

協働

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くことを言います。

近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、住区基幹公園に分類されます。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積2haを標準として配置します。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。

広域公園

都市公園法に基づく都市公園の一つであり、大規模公園に分類されます。主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置します。

公募設置管理制度（Park-PFI）

平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のことです。

サ

里山

広義には、人の生活圏の周辺の低山地から田や畑などの耕作地、ため池や小川などの全体を意味します。多様な植物相に、多様な生物が生息し、独自の生態系を形成しています。また、狭義には、人の生活圏の周辺の低い山地の林地や竹林地を意味することもあります。コナラやクヌギを中心として落葉樹を中心とした林（森）や竹林で構成されます。

市街化区域

都市計画法第7条で定められている区域区分の一つです。同条第2項により「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と定義されます。

市街化調整区域

都市計画法第7条で定められている区域区分の一つです。同条第3項により「市街化を抑制すべき区域」と定義されます。

自然公園

自然公園法に基づく、自然の風景地をそのまま利用してつくられる公園です。指定者並びに管理者の違いにより国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の三つに分類されます。

指定管理者（制度）

地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度を言い

ます。指定管理者の対象には、民間事業者などが幅広く含まれることとされています。

市民管理協定制度

緑地の所有者から市町村が緑地を借り受け、市民に利用される緑地として、市民とともに保全管理していく制度を言います。

市民協働

市民、自治会、事業者、市などの様々な主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携のうえ、協力し、及び協調して取り組むことを言います。

市民農園

サラリーマン家庭や都市住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことを言います。

市民緑地制度

都市に残された民有地のみどりを保全し、地域に憩いの場を提供することを目的とした緑地制度を言います。

住区基幹公園

都市公園法に基づく都市公園の分類の一つで、街区公園、近隣公園、地区公園の三つに分類されます。

住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編集したもので、住民に関する事務処理の基礎となるものです。

樹林地

当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地で、樹林には竹林も含まれます。

準絶滅危惧種

レッドリストで、生物の種を絶滅の危険性の高さによって分類したカテゴリー項目の一つを言います。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては、より危険度の高い絶滅危惧に移行する可能性のある種です。

準用河川

河川法第 100 条第 1 項により規定される河川であり、一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものを言います。

白地地域

都市計画区域のうち、用途地域が指定されていない区域を言います。用途地域の指定のない区域は色が塗られないため、白地地域と呼ばれています。

人口集中地区

統計データに基づき一定の基準により都市的地域を定めたものです。地方交付税算定基準の一つとして利用されるほかに、都市計画や地域開発計画などの行政施策などに利用されています。

水源涵養

水源かん養（涵養）とは「自然に水がしみこむように徐々に養い育てること」を意味し、「森林が水資源を蓄え、育み、守っている働き」を言います。

ストック効果

整備された公園、道路などの社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果です。また、ストック効果には、耐震性の向上や水害リスクの低減といった「安全・安心効果」や、生活環境の改善やアメニティの向上といった「生活の質の向上効果」のほか、移動時間の短縮等による「生産性向上効果」といった社会のベースの生産性を高める効果があります。

生産緑地地区

都市計画法第8条で定められている地域地区の一つです。「①良好な生活環境の確保に相当な効果があり、公共施設などの敷地に供する用地として適しているもの、②500㎡以上の面積、③農林業の継続が可能な条件を備えているもの」という要件のもとに市町村が定めます。

生態系

ある地域に生息する全ての生物群集と、それを取り巻く環境とを包括した全体を言います。エコシステムとも呼ばれます。

雑木林

一般に薪炭用材林を含めた落葉広葉樹の二次林を言います。コナラ、シデなど人里に近いところにある若い林であり、環境保全林として、特に都市近郊では貴重になっています。

総合公園

都市公園法に基づく都市公園の一つであり、都市基幹公園（運動公園、総合公園の二つがあります）に分類されます。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など、総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり10～50haを標準として配置します。

夕

第五次東松山市総合計画

まちづくりの長期的な展望を示す基本構想と基本構想に掲げる市の将来像を実現するための施策とを合わせた市の最上位計画のことです。

地域資源

特定の地域に存在する特徴的なもので活用可能な物の総称を言います。自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものなども含まれます。

地区計画

都市計画法第12条の4第1項第1号に定められている、住民の合意に基づき、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画を言います。

地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つであり、住区基幹公園に分類されます。主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積4haを標準として配置します。

地目

土地の用途区分を指します。不動産登記法施行令により、「土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める」とされます。

鎮守の杜

村落を中心としたような一区域を鎮め守る神社の境内にある森を言います。村落の主要な行事のための集いの場となります。

特定生産緑地制度

生産緑地地区の指定から30年経過を迎える生産緑地を所有者の意向に基づき「特定生産緑地」に指定する制度で平成29年の生産緑地法の改正により創設されました。指定されることにより農地としての維持管理と固定資産税等の税制優遇が生産緑地地区同様に継続されます。また、10年毎に継続の可否を判断できる制度になります。

都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的、定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるものです。

都市計画区域

都市計画法で定められた規制の対象となる区域を言います。都道府県は現況及び推移を勘案して、一定の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を指定します。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を言います。

都市公園

都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、及び一定要件により国が設置する公園又は緑地を言います。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地を言います。

都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定されました。

土地区画整理事業

道路、公園、河川などの公共施設を整備、改善し、土地の区画を整え、宅地利用の増進を図る事業。並びに、公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路、公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業です。

ナ

農業振興地域農用地区域

農業振興地域は、今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域です。その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本方針」に基づいて都道府県知事が行います。

農業振興地域農用地区域は、その農業振興地域内において、集団的に存在する農用地や土地改良事業の施行に係る区域内の土地などの生産性の高い農地など、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地を言います。

ハ

ハザード

遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性のことです。

バリアフリー

バリアフリーとは、高齢者や障害者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味します。

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

ふるさとの緑の保全及び創出に関し必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、県民にとって親しみと誇りのあるものとするを目的とする条例です。

ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園を言います。

ぼろたん

1991（平成3）年に茨城県つくば市の農林水産省果樹試験場（現独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）において交配し、選抜・育成された和栗の一種で、渋皮がつるつと綺麗に剥けるという画期的な特徴を持った品種の栗です。

マ

緑のカーテン

ゴーヤやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てた

もののことを言います。グリーンカーテンと呼ばれることもあります。

ヤ

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林を言います。屋敷森とも呼ばれます。

谷津田

谷津（台地に樹枝状に細く入り組んで斜面林に囲まれた浸食地形の湧水から成る湿地）に作られた水田です。谷戸田、谷地田とも呼ばれます。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、「全て（＝ユニバーサル）の人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることを言います。

用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域を言います。都市計画法の地域地区の基本となるものです。

ラ

レクリエーション

仕事や勉強の疲れをいやすための休養や気晴らし、またそのために行われる様々な活動（娯楽、余暇、レジャー）を言います。

ワ

A～Z

G I S

地理情報システム（Geographic Information System）の略称であり、地理的位置を手掛かりに位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術を言います。

東松山市みどりの基本計画

東松山市都市整備部都市計画課

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町 1-1-58

TEL 0493-23-2221 FAX 0493-24-8857

東松山市ホームページ : <http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>

2014年（平成26年）3月策定

2021年（令和3年）3月改訂

